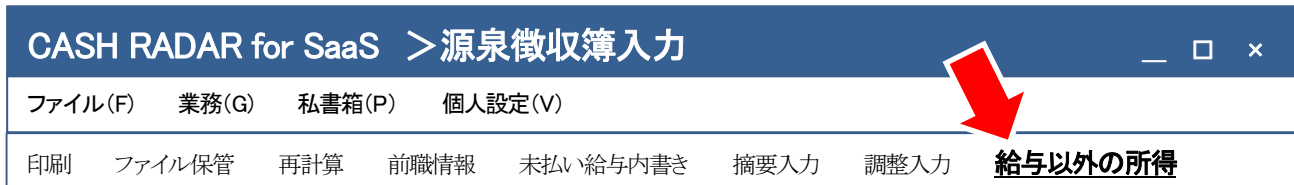


■ PBシステム「年末調整」のポイント ～その2

源泉徴収簿入力

～ 年末調整一覧タブ [給与以外の所得] について



●●● 「給与以外の所得」を登録するケース

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (基・配・所)

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得		
(2)	給与所得以外の所得の合計額		

年末調整にあたり社員から提出される「基・配・所」において、本人の[給与所得以外の所得の合計額]に記載がある場合にその額を登録します。

●●● 「給与以外の所得」を登録すると、

『給与以外の所得』ボタンから登録された金額は、年末調整における『給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）』と合算され、【給与所得者の合計所得金額】として下記の各種判定に用いられます。

- ◇ 基礎控除 (2,500万円以下)
- ◇ 源泉控除対象配偶者 (900万円以下)
- ◇ 配偶者控除、配偶者特別控除 (1,000万円以下)
- ◇ 寡婦、ひとり親 (500万円以下)
- ◇ 勤労学生 (75万円以下)

■ (あさって11/24) 各種改修メンテナンスを実施します

消費税集計表

消費税集計表から[仕訳日記帳ジャンプ]を実行した場合、ジャンプ先の仕訳日記帳[絞り込み検索]にその条件が引き継がれるようになります。

PBシステム サポートページ

検索

メンテナンス内容の詳細や、年末調整の手順書はサポートページに掲載しております